

「(仮称) 福島県カーボンニュートラルの推進等に関する条例」
 骨子 (案)

(赤字: 福島県ならではの規定)

(下線: 前回審議会からの変更)

令和5年9月27日
 福島県環境共生課

前 文

(パリ協定) (IPCC 報告書) (気候変動問題の深刻化)
 (東日本大震災) (緩和策・適応策の両輪) (未来、子どもたち)
(原子力に依存しない安全・安心で持続的に発展可能な社会づくり)
(福島の豊かな自然環境(森林、水環境等)を活用した県づくり)
(福島ならではのグリーンインフラの推進)
 (福島ならではの脱炭素社会の実現の必要性)

第 1 総則

(1) 目的

- ・ 福島県 2050 年カーボンニュートラルの実現に向けた取組を計画的かつ総合的に推進
- ・ 持続可能な県づくり 等

(2) 定義

- ・ 地球温暖化、地球温暖化対策、温室効果ガス、温室効果ガスの排出
- ・ 再生可能エネルギー、水素エネルギー等
- ・ 脱炭素社会 (カーボンニュートラル)
- ・ 気候変動、気候変動影響、緩和策、気候変動適応策 等

(3) 基本理念

- ・ 原子力に依存しない持続的に発展可能な社会づくり
- ・ 県、県民、事業者、市町村、関係団体が自主的かつ積極的に取り組む
- ・ あらゆる主体が連携することにより、オール福島で取り組む
- ・ 脱炭素社会の実現に向けた緩和策と、気候変動への適応策を両輪として施策展開していく 等

(4) 責務

ア 県の責務

- ・ 総合的かつ計画的な施策の策定及び実施
- ・ 自らの事務・事業に関する対策の率先実行
- ・ 県民、事業者、市町村、関係団体、地域等との連携・協働と必要な支援
- ・ 福島イノベーション・コースト構想等により設置された研究拠点との連携・共創 等

イ 事業者の責務

- ・ 脱炭素社会の実現に向けた理解増進
- ・ 事業活動における自主的かつ積極的な取組
- ・ 県及び市町村が行う取組への協力 等

- ウ 県民の責務
 - ・ 脱炭素社会の実現に向けた理解増進
 - ・ 日常生活における自主的かつ積極的な取組
 - ・ 県及び市町村が行う取組への協力 等
- エ 観光等による来県者の責務
 - ・ 観光旅行、余暇活動等の目的で一時的に県内に滞在する者の県内における取組への協力
 - ・ 移動時等における自主的かつ積極的な取組 等

第2 県の取組

- ・ 気候変動対策推進計画の策定（緩和策と適応策を一体とする計画）
- ・ 県有施設等脱炭素化の率先実行
- ・ 年次報告 等

第3 緩和策の推進に関する取組

（1）事業活動における温室効果ガス排出量削減対策

- ・ エネルギー使用量の把握及び省エネルギー化の促進
- ・ **再生可能エネルギー、水素エネルギー等の利用**
- ・ 事業所における温室効果ガス排出削減
- ・ 農林水産業における温室効果ガス排出削減
- ・ **廃棄物の排出抑制** 等

（2）交通・自動車使用における温室効果ガス排出量削減対策

- ・ エネルギー使用量の把握及び省エネルギー化の促進
- ・ エコドライブ、アイドリングストップ
- ・ 自動車販売店による電動車の環境情報に関する説明
- ・ 電動車（電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド車、ハイブリッド車）の導入推進
- ・ 大規模集客施設等における充電設備、交通の要衝等における充填設備の設置
- ・ 公共交通の利用促進
- ・ 物流の効率化 等

運輸部門の
対策に関する
充実した規定

（3）建築物における温室効果ガス排出量削減対策

- ・ **建築物木造化の推進**
- ・ エネルギー使用量の把握及び省エネルギー化の促進
- ・ 再生可能エネルギー、水素エネルギー等の積極導入 等

（4）家庭（日常生活）における温室効果ガス削減対策

- ・ エネルギー使用量の把握及び省エネルギー化の促進
- ・ **再生可能エネルギー、水素エネルギー等の積極導入**
- ・ 公共交通機関及び自転車の利用促進
- ・ 省エネルギー性能の高い家庭用電気機器の使用
- ・ エシカル消費
- ・ **廃棄物の排出抑制** 等

(5) 再エネ・水素等利用による温室効果ガス排出量削減対策

- ・ 再生可能エネルギー、水素エネルギー等の導入推進
- ・ エネルギーの地産地消
- ・ 再生可能エネルギーの利用推進 等

(6) エネルギー使用を伴わない温室効果ガス排出量削減対策

- ・ 廃棄物の排出抑制
- ・ 資源循環の推進
- ・ フロンの適正管理 等

(7) 森林整備等による温室効果ガスの吸収に関する対策

- ・ 森林の整備
- ・ 県産木材利用の推進
- ・ 資源の循環利用と人工林の再造林の推進
- ・ 都市緑化の推進
- ・ ブルーカーボン（藻場・干潟の保全など） 等

第4 気候変動適応策の推進に関する取組

- ・ 気候変動適応策の推進
（①農業・林業・水産業、②水環境・水資源、③自然生態系、④自然災害・沿岸域、⑤健康、⑥産業・経済活動、⑦国民生活・都市生活）
- ・ 特に力を入れるべき分野（洪水、農林水産業、暑熱）
- ・ 気候変動適応策に関する県民の理解増進
- ・ 福島県気候変動適応センター（福島県環境創造センター）

第5 その他の取組

- ・ 産業の育成、技術開発の促進
- ・ 脱炭素人材の育成
- ・ カーボンオフセット
- ・ 地産地消の推進
- ・ 表彰制度
- ・ 環境教育の推進
- ・ 金融上の措置
- ・ 財政上の措置 等

第6 推進体制

- ・ 福島県カーボンニュートラル推進本部
- ・ 福島県地球温暖化防止活動推進センター
- ・ 福島県気候変動適応センター（福島県環境創造センター）【再掲】
- ・ ふくしまカーボンニュートラル実現会議 等